

益城町公告第15号

条件付一般競争入札公告

次のとおり、条件付一般競争入札を実施する。

令和8年3月2日

益城町長 西村博則

1. 入札に付する事項

- (1) 委託番号 令和7年度 益こ委 第6号
- (2) 業務名 益城町立飯野小学校区放課後児童クラブ棟賃貸借業務
- (3) 履行場所 熊本県上益城郡益城町大字砥川137 益城町立飯野小学校敷地内
- (4) 業務の目的

本業務は、益城町立飯野小学校区に新たに放課後児童クラブ専用棟を賃貸借で増設することにより、既存クラブ棟の受入可能数を超過した児童の受入枠を確保することを目的に実施するものである。

- (5) 賃貸借期間 令和8年8月27日から令和15年3月31日まで
- (6) 上限価格 22,770,000円(消費税込)

2. 参加資格

本入札に参加する者は、入札参加届出書を提出した日から落札決定の日までの間において、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

なお、必要に応じて本町から確認資料の提出を求めることがある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 国税、県税及び市区町村税を滞納していない者であること。
- (3) 代表者(法人にあっては役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者であって、これらと同等以上の支配力を有するもの)、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者を、法人でない団体にあつては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人事業者にあつてはその者をいう。)が益城町暴力団排除条例(平成23年益城町条例第14号)第2条第1号及び第2号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 平成31年4月1日から令和7年12月31日までの間に、同種の業務委託(プレハブ・ユニットハウス等による放課後児童クラブ棟または保育施設の建設※賃貸借・売買を問わない。)において、元請けとして履行した実績を5件(5棟)以上有すること。

- (5) 益城町物品購入及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成21年益城町告示第47号。以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止を受けている期間中又は建設業等からの暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外を受けている期間中でないこと。熊本県内の他の地方公共団体から熊本県内の工事等で指名停止措置又は指名除外措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく、再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 九州内に益城町と円滑な連絡調整ができる本社、支社又は営業所等業務の拠点を有していること。

3. 入札・契約担当部局

益城町子ども未来課子育て支援係

住所: 〒861-2295 熊本県上益城郡益城町大字宮園702

電話: 096-286-3117

メールアドレス: kodomo-propo@town.mashiki.lg.jp

4. 入札等の日程

入札手続き等	期間・期日等
仕様書の閲覧	令和8年3月2日(月)から令和8年3月24日(火)午後5時まで
入札参加届出書の提出	令和8年3月2日(月)から令和8年3月16日(月)午後5時まで
現地見学会参加申込書の提出	令和8年3月2日(月)から令和8年3月9日(月)午前11時30分まで
現地見学会	令和8年3月9日(月)午後1時30分から午後2時30分まで
質問書の提出	令和8年3月2日(月)から令和8年3月12日(木)午後5時まで
質問に対する回答	令和8年3月13日(金)午後5時まで
入札期間	令和8年3月17日(火)正午から令和8年3月24日(火)午後5時まで
開札	令和8年3月25日(水)午前9時
落札者公表	令和8年3月25日(水)正午(予定)

5. 仕様書の閲覧

仕様書は、前記4に示す期間中、本公告のホームページにおいて公開する。

6. 入札参加届出書の提出

本入札に参加を希望する者は、以下の書類を前記3に示す部局宛て、前記4に示す期間中に、持参又は書留郵便により提出すること(必着)。

- ・本公告のホームページに掲載する「入札参加届出書」
- ・前記2(4)に記載の過去の実績が分かる資料(契約書・仕様書等の写し)
- ・別紙「特記仕様書」7①②に記載の事実を証する書類等の写し

7. 入札参加資格の決定

入札参加資格が無い者には令和8年3月17日(火)正午までに電子メールにて連絡する。連絡の無い場合は、入札参加資格があるものとする。

8. 現地見学会の参加申込及び参加

(1) 本件履行場所の現地見学を希望する場合は、本公告のホームページに掲載する「現地見学会参加申込書」を前記3に示す部局宛てに、前記4に示す期間中に、電子メールにて提出すること(必着)。その他の方法による申込には応じない。

※電子メールの件名は「飯野小児童クラブ棟賃貸借現地見学会参加申込」とすること。

(2) 前記(1)により参加申込を行った者は、令和8年3月9日(月)午後1時30分から午後2時までの間に現地に集合すること。なお、現地見学会は本件履行場所の見学のみとし、質問等については受け付けない。また、1事業者につき2名以内の参加とし、自動車で来所する場合は、1事業者につき1台までとする。

9. 質問書の提出及び回答

(1) 本入札に関する質問がある場合は、本公告のホームページに掲載する「質問書様式」により、前記3に示す部局宛てに、前記4に示す期間中に、電子メールにて提出すること(必着)。その他の方法による質問には応じない。

※電子メールの件名は「飯野小児童クラブ棟賃貸借に関する質問」とすること。

(2) 前記4に示す期限までに、本公告のホームページに、質問者名等を伏せた質問と回答を掲載し、併せて仕様書の追加・訂正とみなす。なお、本業務に直接関係のある質問のみ回答を行うものとし、回答に対する質問は一切受け付けない。

10. 入札方法等

(1) 入札は書面による入札とし、前記4に示す期間中に、本公告のホームページに掲載する「入札書」を持参又は書留郵便により提出すること(必着)。

なお、郵送の場合は二重封筒とし、外封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書きし、内封筒に入札業務名、履行場所、商号及び代表者名を記入した封筒に封入するものとする。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の1

〇〇に相当する金額を入札書に記載すること。

11. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除する。
- (2) 契約保証金は、請負金額の100分の10以上を納付するものとする。ただし、益城町財務規則(平成16年3月1日規則第25号。以下「規則」という。)第81条ただし書きに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- (3) 入札執行回数は、1回とする。

12. 入札の無効

益城町競争契約入札心得(昭和45年益城町告示第18号。以下「心得」という。)第6条に該当する入札、又は申請書等提出書類に虚偽の記載をした者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効の入札を行ったものを落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

13. 開札場所

開札は、前記4の日時に、益城町役場で行う。

14. 落札者の決定

- (1) 契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 最低の価格で有効な入札を行ったものが複数いる場合は、くじにより落札者を決定する。
- (3) 落札者は、前記4の期日に、益城町ホームページで公表する。

15. 撤去・原状復帰工事にかかる見積書の提出

落札者は契約協議に先立ち、仮に令和8年度中に本件クラブ棟を撤去し原状復帰する場合の費用について見積書を作成し、担当部局へ提出すること。

16. 契約

- (1) 契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。
- (2) 落札者は、契約担当部局から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に、これを契約担当部局に提出しなければならない。ただし、契約担当部局の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- (3) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

17. 異議の申立て

入札参加者は、入札後、仕様書についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

18. その他の事項

その他の事項については、規則及び心得に示すとおりとする。